



2024年2月27日

各 位

会社名 日本ファイルコン株式会社
代表者名 代表取締役社長 名倉 宏之
(東証スタンダード・コード番号5942)
問合せ先 専務取締役 管理・経営企画管掌
兼 経営企画室長
齋藤 芳治
(TEL 042-377-5711)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2024年3月25日
(2) 処分する株式の種類および株式数	当社普通株式 65,000株
(3) 処分価額	1株につき541円
(4) 処分価額の総額	35,165,000円
(5) 割当予定先	当社の取締役 5名(※) 45,100株 当社の執行役員 4名 4,800株 当社子会社の取締役9名 15,100株 ※ 監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。

2. 処分の目的および理由

当社は、2019年2月26日開催の第119回定時株主総会において、当社の中長期的な企業価値および株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除きます。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入をご承認いただいております。

今般、当社は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、2024年2月27日開催の第124回定時株主総会において、従来の譲渡制限付株式報酬制度と同様の目的で、当社の取締役（監査等委員である

取締役および社外取締役を除きます。以下同じです。)を対象として譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することとし、①譲渡制限付株式報酬制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、金銭報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対して年額50百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、および本制度に基づき発行または処分する株式数は年100千株以内とすること、②譲渡制限期間を譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任または退職する日までの期間とすること、ならびに③(i)当社の取締役会が定める役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を有すること、および(ii)当該役務提供期間満了前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任または退職した場合には当社の取締役会が正当と認める理由があることを譲渡制限の解除条件とすること等につき、ご承認をいただいております。

また、当社は、当社の子会社の取締役および当社の執行役員に対しても、同様の目的で、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬を付与することとしています。

その上で、今般、当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役および当社子会社の取締役14名ならびに当社の執行役員4名(以下「対象役員」といいます。)に対し、本制度の目的、各対象役員の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計35,165,000円と引換えに、当社の普通株式65,000株(以下「本割当株式」といいます。)を処分することを決議いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象役員は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

対象役員は、2024年3月25日(払込期日)から当社または当社子会社の取締役または当社の執行役員を退任する日までの間(ただし、2025年2月28日までに本(1)に定める事由以外の事由で退任した場合には、2025年2月28日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。対象役員が、2024年3月25日(払込期日)から2025年に開催される当社(当社子会社の取締役については当社子会社)の定時株主総会の日までの期間(以下「本役務提供期間」という。)の間、継続して、当社または当社子会社の取締役または当社の執行役員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象役員が本役務提供期間または本役務提供期間経過後2025年2月28日までの期間において、死亡、任期満了その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社または当社子会社の取締役または当社の執行役員を退任した場合、譲渡制限期間の満了時において、払込期日を含む月から当該退任日を含む月までの月数を12で除した数に、本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。)の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

(2) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(4) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、払込期日を含む月から組織再編等承認日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。）に、当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2024年2月26日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である541円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象役員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上